

情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会
基本政策委員会（第14回） 議事録

1 日 時

平成26年9月16日(火) 13時00分～14時30分

2 場 所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（主査）、大谷 和子、酒井 善則、菅谷 実、砂田 薫、関口 博正、
辻 正次、長田 三紀、新美 育文、平野 祐子、舟田 正之、三友 仁志
（以上12名）

(2) 総務省

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、吉田 真人（電気通信事業部長）、
吉田 博史（事業政策課長）、竹村 晃一（料金サービス課長）、
河内 達哉（データ通信課長）、塩崎 充博（電気通信技術システム課長）、
宮地 俊明（高度通信網振興課長）、吉田 正彦（消費者行政課長）、
田原 康生（電波政策課長）、布施田 英生（移動通信課長）、
飯村 博之（事業政策課企画官）、柴山 佳徳（事業政策課調査官）、
片桐 義博（料金サービス課企画官）、飯倉 主税（電気通信利用者情報政策室長）、
藤波 恒一（消費者行政課企画官）、富岡 秀夫（電気通信技術システム課企画官）、
松本 修（事業政策課課長補佐）、石谷 寧希（事業政策課課長補佐）、
大澤 健（料金サービス課課長補佐）、植松 利紗（料金サービス課課長補佐）

4 議 題

- (1) 2020年代に向けたモバイル分野の競争政策の在り方
- (2) 適切な行政運営の確保の在り方
- (3) その他

開 会

(山内主査) 本日は皆様お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会基本政策委員会第 14 回を開催いたします。

まず、報告がございます。資料の 14-1 をご覧ください。前回、この基本政策委員会でご議論いただいた中間整理案につきましては、特別部会における審議を経まして、資料のとおりご了承いただきました。ここにご報告を申し上げたいと思います。

この中間整理については既に総務省のホームページにおいて公表されております。また、先日の特別部会で色々ご意見をいただいたわけですが、このご意見については資料の 14-2 としてとりまとめておりますので、こちらもご参照いただければと思います。

今後はこの中間整理を踏まえまして、更に具体的な制度設計の議論を深めていきたいと思いますので、皆様におかれましては引き続きご協力よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。本日の議題は、2020 年代に向けたモバイル分野の競争政策の在り方と、もう 1 つは、適切な行政運営の確保の在り方について、この 2 点を予定しております。

それではまず 2020 年代に向けたモバイル分野の競争政策の在り方について、これを事務局からご説明お願いいたします。どうぞよろしくようお願いいたします。

(事務局) お手元の資料の 14-3 をご用意ください。モバイル分野の競争政策の在り方でございます。

まず 1 ページ目、そして 2 ページ目は中間整理の抜粋でございます。1 ページ目、現状と課題でございますが、料金低廉化、あるいはサービスの多様化を図るために MVNO といった多様な事業者の参入が重要と考えてございます。また今後の M2M、そして IoT といった事業主体として MVNO の役割がますます重要と考えてございます。

他方、そのシェアはいまだ 4.7%に過ぎないという現状でございます。MVNO の機動的な事業展開をしやすいとするという観点から、移動通信ネットワークの更なる開放を促進することが必要と考えてございます。

続きまして 2 ページ目、こちらも中間整理の抜粋でございます。基本的な方向性、特に②でございます。移動通信ネットワークのアンバンドルの更なる促進ということでございます。ネットワークの必要な部分、これを組み合わせて、多様なサービスが提供可能となるよう、移動通信ネットワークのアンバンドル促進等について更に検討を深めることが適当でないかという問題提起をいただきました。

こうした観点から、3 ページ目、そして 4 ページ目について論点整理を掲載してございます。

まず3ページ目でございます。論点の1つ目でございます。若干おさらいとなりますが、制度の概要でございます。二種指定制度は平成13年に創設されました。こちら、モバイル市場においてシェアの高い事業者が有する、いわゆる交渉の優位性、強い交渉力、これに着目いたしまして、接続料あるいは接続条件の適正性、公平性、透明性、あるいは接続の迅速化を図る観点から、非対称規制として設けられた制度でございます。

現在、指定事業者はNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、そして沖縄セルラーが指定されてございます。

ポイントは、一種固定と二種モバイルで若干制度に濃淡があるということでございます。例えば接続約款におきましては、一種固定系では認可制であるのに対し、二種モバイルでは事前の届出制になってございます。また、アンバンドルの機能に関しましては、一種指定では法令で規定されており、対して二種指定モバイルではガイドラインのみで定められているという状況でございます。

接続請求に係る手続に関しましても、一種指定では法令で規定されているのに対し、二種指定では規定がないということがございまして、固定とモバイルで制度に濃淡があるという状況でございます。

また、アンバンドルの状況でございますが、ガイドラインのルールの下、二種指定事業者が例えばレイヤ2接続といったMVNOの事業展開に基本的な機能、これについては一律に開放していただいているところでございます。他方、過去においてはアンバンドルすることが望ましい機能でありましても、実現されない不透明な時期もあったということもございまして、当委員会のヒアリングにおきましても、MVNOから、事業者の間では開放の度合いの違いを指摘するご意見もあったということでございます。

こうしたことから論点①、②がございまして、1つ目はMVNOの更なる普及促進の観点から、事前届出制を維持しつつも基本的機能、事業者間協議だけでは迅速にアンバンドルされないという場合におきましては、ガイドラインではなく法令に規定するという。迅速にアンバンドルが実現されるよう規定を整備することについてはどう考えるかということの問題提起でございます。

また②でございますが、同様の観点から、接続に係る手続等が接続約款に規定されない場合において、接続の迅速性、これを確保するための対応可能な規定の整備についてどう考えるかという問題提起でございます。

続きまして4ページ目、論点の2つ目でございます。

更に話は細かくなりますが、個別の機能の話でございます。まずこのHLR接続ということでございます。これはネットワークを、例えば顧客の管理を行うデータベース等のことでございますが、HLR接続等々MVNOとして要望がございまして。

この機能につきまして、ガイドラインにおいても注視すべき機能にすらなっていないというような状況でございます。また現行制度上、090等の番号、こちら無線局の免許を有するというふうな要件にしてございますので、MVNOは番号の割当てを受けることができないというような状況でございます。

あわせて、いわゆるテザリングというのがございます。スマホ経由でパソコン等からインターネットに接続できる機能でございますが、テザリングにつきまして、一部の端末におきましては、いわゆるAPNという機能がございます。こちらがMNOに固定されていると、固定されている状況にございまして、MVNO利用者がテザリングを利用できないといった状況にございます。

こうしたことから論点、4つ掲げさせていただいております。1つ目は、いわゆる基本的機能以外の接続の機能につきましては、事業者間の協議を注視するという観点から、引き続き法令ではなくガイドラインに規定することについてどう考えるべきかという問題提起でございます。

また②でございますが、ガイドラインに規定する機能といたしまして、事業者間協議の状況を踏まえつつ、HLR接続について機能を追加することについてどう考えるかという問題提起でございます。

また③、このHLRに関連いたしまして、MVNOへの電気通信番号の割当ての在り方についてどう考えるべきかという問題提起でございます。

また④、先ほど申し上げましたAPN設定によりまして、MVNO利用者がテザリングを利用できないといった状況についてどう考えるかという問題提起でございます。

5ページ以降は参考資料でございます。まず5ページはネットワークの開放等々についての要望書を羅列したものでございます。

また6ページ目、これもおさらいでございますが、一種指定、二種指定におきまして制度に濃淡があるということでございます。例えば二種指定モバイルにおきましては、例えば適正性の観点では、接続約款策定義務はモバイル、固定同様でございますが、約款につきましては事前の届出制になっていると。他方固定については認可制になっています。

アンバンドルの機能につきましては、モバイルはガイドラインに規定すると、固定につきましては省令で定めるということがございます。また透明性の観点におきましては、約款の公表義務はモバイル、固定とも同様になっているというものでございます。公平性、迅速性の観点におきまして、モバイルにつきましては届出された約款で適用すると、あるいは固定におきましては認可された接続約款を適用するというような濃淡があるというものでございます。

7ページは二種指定制度の概要、変遷ということでございます。

2001年、平成13年に制度が創設されたと。2010年にガイドラインが作られまして、そのガイドラインをもとに今現状は事業者間でアンバンドルが進められているというふうな状況にござい

ます。

また8ページ目はそのガイドラインの概要でございます。まずアンバンドルのプロセスでございますが、他の事業者から要望があるというような状況を踏まえまして、ここに書いてございます、技術的に可能であるか、あるいは必要性、重要性の高いサービスであるか、あるいは二種指定事業者に過度に経済的な負担を与えることがないかというような観点から、まず注視すべき機能ということで格上げします。その間、一定の期間、事業者間の協議の状況を注視しながら、次にアンバンドルすることが望ましい機能ということでまた格上げするというプロセスを経ているということでございます。

次の9ページは、いわゆる HLR 接続ということでございまして、こちらの HLR というのが、例えば携帯電話の番号とか端末の所在地、どこにあるか、顧客の契約状況といった顧客情報を管理する、いわゆるデータベースということで、ネットワークの頭脳と言われているものでございます。

英仏などの諸外国におきましては、MVNOが独自のHLRを管理しているということございまして、多様なサービスがこれによって実現しているというふうな状況がございます。

また最後10ページでございますが、番号の割当てでございます。元々無線局免許を有している社に番号を割り当てているということでございますので、MVNOは無線局免許を有していないということから番号を割り当てられていないということでございます。これについてどう考えるかという問題提起でございます。

説明は以上でございます。

(山内主査) ありがとうございます。それではモバイル分野の競争政策の在り方でございますけれども、先ほどもご説明がありましたように、中間報告でも一定の方向で議論をしたということですが、具体的にもう少し議論するというのが本日の命題でございます。

1つ目が3ページ、4ページとありますけれども、現状ガイドラインによって運用しているMVNOの接続約款、法規定の方向に向いたらどうかという議論、それから接続の迅速性を確保する対応についてでございます。

また、今報告にもありましたが、個別の機能についてHLRの議論ですね、それからAPNの設定でテザリングできないという点について次のページの下に論点が挙がっています。以上について皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

舟田先生、お願いいたします。

(舟田委員) 3ページ、4ページに整理と論点が出ているわけですが、大体こういう方向ではないかと思っています。移动通信市場というのは、寡占的協調という側面もあると思っているのですが、近年3社に集約されてしまったという状況にある。しかも料金面、あるいはサービス面等で横並び

の競争状況が若干見られるということです。

もちろん3社の場合、競争の結果として、客観的に単一的なサービス、料金になってしまうという構造面があるわけです。そうだとすれば、更にそこに競争的な要素を加えることは非常に重要なことではないかと思えます。設備投資や電波の割当ての面等から、更にMNOをもう1社なり2社というのなかなか難しいかもしれませんが、MVNOであれば現行でも競争的なプレーヤーになりうるのではないかと、若干の期待を持っているところです。

そういった一般的な移動通信市場の認識を踏まえたと、この3ページの冒頭にありますように、一種は以前お話しましたとおり不可欠設備ということで作られており、二種の場合は不可欠とは言えないけれども、3ページ2行目にありますように、接続事業者との接続協議において強い交渉力を持っていて、自分の力、意見を通せる状況にあるということです。特に接続料等を恣意的に設定することも可能になるということで、接続料については事前届出ということになっていると思えます。

そういう観点から3ページの下に論点が2つあって、いずれもこれは手続面を整備しようということだろうと理解されます。現在、一部はガイドラインで書いてあるわけですが、そのガイドラインというのは必ずしも、事業法上の根拠を持つものではないわけで、それを事業法上の根拠をきちんと定めて、事業者間の接続が円滑かつ適正に行われるような環境設備と言いますか、土俵を作るということで結構ではないかなと思えます。

それに対して4ページの方は、手続面というよりは実態面と言いますか、具体的に何をアンバンドルするかという、これはもちろん私もこの委員会でも最初の頃、各MNO、あるいはMVNOのご主張をヒアリングで聞いて、激しい、明確な対立が生まれているわけで、私はこの場では到底論点に書いてあるようなことを今委員会として意見を集約することはできないだろうと思えます。

今後とも論点、特にHLRとか②ですか、③、④、今この時点で私は委員会として意見をまとめることが適当と思われませんし、議論はもちろんしたほうがいいかもしれませんが、両方の意見を聞いて、両方ともなるほどと思うところがあって、なかなか私自身の意見も言えないところです。

そういうことで、主に3ページのほうについて述べました。4ページは意見保留といたします。

(山内主査) ありがとうございます。4ページについては色々な業界間の議論があつて、それを交渉するという段階に入っていると聞きましたが、そういったことを踏まえて皆さんのご意見をいただければと思います。ほか、いかがでしょう。どうぞ。

(長田委員) ありがとうございます。4ページのテザリングについては、ユーザからしてみれば、MVNOでもできるのが望ましいのではないかと考えています。

加えて、この3ページ、4ページの論点から外れてしまうかもしれませんが、iPhone6の発売が迫

り、MNOの販売方法が、ここでずっと議論もして、販売奨励金やキャッシュバックに対する意見も中間整理にまとめている現状の中で、どういう発売の仕方をされるのかと、予約の状況を見ていました。

その中で、iPhone5の恐らく在庫として残っている端末について、まとまった数の注文ならもっと安くなりますといった販売が行われていることと、iPhone6の予約を見ていると、料金プランはこれで固定、オプションもたくさん付けて、といった販売をされているのが現状だと思います。

各社のトップの皆さんのコメントを見ると、キャッシュバックは問題になっているので、少し控えますみたいなことをおっしゃっている記事も読みましたけれども、現状他社からの乗り入れで、iPhone5Sだと4万円程度の下取りのポイントが付くってというようなこともあり、それはキャッシュバックとどこが違うのかと思っています。ぜひ今回、キャリアの皆さんにはキャッシュバックから手を引いたとしている現状を維持していただきたいのと、代理店の管理においても管理役割を果たしていただきたいなと思います。その上でMNOにはMVNOが、競争の中にきちんと入って行っていい環境を作り、MVNOには消費者問題を起こさないよう、今の状況を学んでいただいて、競争にきちんと入って行っていただきたいなと思っていますところでは。

(山内主査) ありがとうございます。今ご指摘のキャッシュバックについて、本日の直接の論点ではないのですが、事務局から何かコメントはありますか。

(長田委員) ぜひ現状を把握した上で、様子見をしていただきたいと思います。

(事務局) よろしいでしょうか。引き続き中間報告でも、過剰なキャッシュバックは望ましくないというご意見をいただいておりますので、総務省としても状況をきちんと注視していきたいと考えています。

それからMVNOの消費者問題についてもご発言ございましたが、MVNO委員会という組織を作って、その中で業界としてどう対応していくかについて検討いただいております。

(山内主査) ありがとうございます。そのほか、いかがでしょう。

(関口委員) 議論は3ページ、4ページ、2つ内容の異なる整理になっていて、前半は手続面の整理と舟田委員が整理してくださいましたが、ここについては基本的にこの形で進んで私も良いだろうと思っています。

今までは規制の根拠が違うこともありましたが、二種の場合には3社それぞれに競争が働いていたこともあり、実態的には一種の規制を少し緩めるような形で二種を整備してきたところもあって、規制のウェイトが一種にあったわけですが、今後は二種についてももう少し整備する必要があるだろうし、総務省としても手続面で、様々な規制行為の根拠が欲しいのが実態だと思いますので、こういった整備を進めることについて私は賛成です。

ただ、この接続のガイドラインを作った時の印象を少し述べますと、一種の規定というのは、実はNTT東西がボトルネック設備をずっと保持し続けていて、その開放が進まないということで、規制の対象が東西だけに限定されていたので、規制の対象が何かを特定することについては、選択に困ることはなかったわけです。

ただ、二種の方は3社について、接続料算定等のルールを整備する時に、会社の資本構成が違ったり投資方針が違ったり、様々な面で三者三様のところがあって、指標1つを特定するだけでも相当水面下で駆け引きが起きていました。その意味では、最終のアウトプットとしての接続料格差の問題というのは、もう少し何とかしなければいけないと思っております。例えば5ページ目でも、接続料格差がレイヤ2でも2倍、3倍の開きがあって、ユーザからすると、各社同じような接続サービスを受けるのに何でこんなに違うのか、あるいは投資の量と価格がちゃんと対応しているのかなど疑問を持つと思います。この帯域幅課金の摺り合わせをこれから進めていって、MNOの最終ユーザ料金がみんな横並びという割には接続料が違うことについて、もう少し私たちも理解を進めていって、その違いについて具体的に説明ができるようにしないといけないと思っております。

これは規制当局側にお伺いしても、まだ詳細についてはコメントしきれないように感じているぐらい、まだ闇の中です。もう少し実態面として研究を進める必要があるだろうと思っております。

どういう形でこの接続料格差を埋めていくべきかについては、今後の課題だと思いますので、今回の整理からは少し逸脱しているかもしれませんが、背後にはそういう大きな課題が実は潜んでいるのだということは、私たちは理解した上で、少なくとも手続面については3ページ目の整理が望ましいだろうと理解しています。

4ページについては舟田先生が正直におっしゃっていたように、5ページの事業者さんからの意見等を拝見していても、両側でまだまだ意見の対立はあるし、それからデータベースの管理、どこまで誰が責任を持つのか等についても、事業者同士でまだ意見の集約ができていない状況ですから、ニーズをできるだけ取り込むようなことは必要だと思います。それから一種でも色々経験をして、アンバンドリング等でサービスを実現させるのだけど、いざ実行してみると需要が全然なかったということもあり得るので、具体的に最終ユーザにそういった開放が届くところまで踏まえて優先順位をつけていくべきだと思います。

4ページについては、手順として注視すべき機能等で少しずつランクを上げていくという、少し時間をかけて集約をしていくことも必要かと思っており、現時点での整理としては、この形でよろしいと思います。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ、辻委員。

(辻委員) 私も今のお二人のご意見と基本的には同じですが、言及されなかった点についてお話しし

ます。第一種指定設備の場合はボトルネック設備ということで、規模の効果がはっきりと出ていますが、第二種指定設備については、自由競争でありながら、電波の割当てが基本的にビューティーコンテストで認可されていて、公共的な使い方が前面に出ています。だから一種指定ほどの重みはないにしても、それなりの重要性があると思いますので、先ほどから議論になっています3ページの、公平性、適正性、透明性等は、規制当局としても電波割当ての観点から、ある程度の算定の根拠、あるいは色々な検証等を進めていって、市場の中で適切な競争、そしてユーザに対する利便性が還元できるシステムを考えていくべきだと思います。

(山内主査) ありがとうございます。そのほかご意見ございますか。どうぞ。

(酒井委員) それほど大きな違いがない意見になってしまいますが、私も同じようにこの3ページに書いてあることはそういう方向かなと思います。ただ、5ページを見ますと、個別の例えば HLR や番号の問題、こういったものが二種指定の有無というよりも明らかに帯域を持っている人と持っていない人で意見が分かれているという感じがあります。

HLR なら、どの機能をどういう形でどう使うのか、相当それを管理するのに影響があるでしょうし、だからといって何もできないこともないでしょうから、個別にきちんと議論をすべきということと、電気通信番号の管理等については、これは番号全体の管理の形から議論をすべきと思います。

ただ、先ほど関口委員が指摘されたように、利用者料金があまり変わらないのに接続料金がかなり異なることについては、これはどこまで言えるのか、検討に相当に時間かかるのではないかと思います。

いずれにしても、この委員会でこの結論を出すのは無理でしょうから、そこから先どういう順番に検討するかという道筋をきちんとつけておくべきだと思います。

(山内主査) はい、ありがとうございます。新美委員どうですか。

(新美委員) 私も3ページ、4ページについての発言です。注意しておかなければいけないのは、事業者間の協議に委ねるとというのが基本的なスタンスになっていますが、その協議の内容が全くクローズドでいいのかという点についてです。協議そのものをオープンにするかどうかは別として、規制当局にはきちんと情報が流れていくシステムを用意しておかないと、協議が物別れになった場合に経緯が見えない。なぜそれがうまくいかなかったのかを押さえておくためのシステムが必要だと思います。先ほど発言がありましたように、電波そのものが公共的なものですので、そういった観点からも行政当局が事業者間の協議に関する情報を収集できるようにしておく必要があると思います。以上です。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ、菅谷委員。

(菅谷委員) 私も皆さんの意見に基本的には賛同することが多いわけですが、元々3社の MNO

のうち1社が比較的大きなシェアを持っていたのが、だんだん近づいてきたと。その中で競争が行われてきて、更に今度はMVNOにもうちょっと頑張ってもらいたいということですから、そういう意味で言うと3ページの最初に出ています、非対称規制の在り方が更に重要になっていくと考えております。

(三友委員) 論点に関しては、私も同様の意見でございますが、1つ追加で考慮しておかなければいけないことは、端末の問題についてです。MVNOを利用するにも、使える端末が限られている現状からすると、ドングル型の端末でデータ接続をする利用が中心だと思いますが、通常の端末でMVNOの回線を使って安く通信をしたい人のニーズをもっと吸い上げられる形の端末の在り方も、ネットワークの問題と並行して検討していく必要があると思います。以上です。

(山内主査) そのほか何かございますか。ありがとうございます。それでは、1番目の議題についてはここまでいたしますが、基本的に3ページの手続的な論点については皆さんご支持いただいたと思います。4ページの実態面の議論についてはもう少し様子を見るということ、それからいくつかご意見いただきましたので、事務局でまとめていただいて今後の議論の参考にしていただければと思います。ありがとうございます。

それでは議事を進めたいと思います。2番目の議題でありますけれども、「適切な行政運営の確保の在り方」についてです。それでは、まずは事務局からご説明いただきます。

(事務局) お手元の資料の14-4、「適切な行政運営の確保の在り方」をご用意ください。

まず1ページ目でございます。電気通信事業法令の変遷でございます。約30年前の1985年に競争原理を導入いたしました。その後時代のトレンドとともにいわゆる参入規制、料金規制等につきましては規制緩和と、事後規制を前提とした消費者保護ルールを実施しました。事前規制から事後規制へと転換してございます。あわせて非対称規制等の公正競争ルールの整備を行ってきたというような流れでございます。

2ページ目でございます。中間整理の記述、あるいはこれまでいただいたご意見でございます。例えば中間整理におきましては、1ポツ目でございますが、多様なプレーヤーの確保のために、事業者のグループ化について、総務省による一定のチェックを可能とする規律等の導入と。あるいは2つ目のポツでございますが、同一グループ内での取引の公平性の確保のため、相対取引の公平性を行政が十分に把握できる体制を整備すること。あるいは3つ目のポツでございますが、利用者のニーズに適した多様な料金体系の実現のため、例えば利用者一人当たりのデータ通信料の分布、あるいは料金プランについて定期的な報告を求め把握すること、というような方向性を示していただいたということがございます。このため適切な運用をどのように行うかが論点となります。

また、これまでいただいたご意見の中で、例えば1つ目のポツ、基本は自由競争としつつも問

題があった場合には厳しいペナルティを課すべきではないか。あるいは2つ目のポツ、市場原理を使うというのが今のトレンドだが、市場原理を活用することについて監視が必要であると。3つ目のポツ、制度についてどのような効果を上げているのかモニタリングしながら、評価しながら政策をコントロール、改善していくような運用をすべきではないか。4つ目のポツ、今回の目標であるイノベーションや公正競争の徹底などについて、評価や検証できるようなデータをきちんと出すべきであるというようなご意見をいただきました。

3ページ目、では総務省として何をやっているかを掲載してございます。

4つ掲げてございます。まず市場の分析、検証についてでございます。2003年よりいわゆる競争評価というものを実施してございまして、主に各市場における市場支配力を有する事業者の有無について分析しているというものでございます。また、いわゆる規制の遵守状況につきましては、2007年度より「競争セーフガード制度」、名前を変えまして2012年、13年におきましては「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を運用し、各事業者の規制の遵守状況等を検証しております。

また情報収集につきましては、電気通信事業報告規則に基づき、事業者から報告を受け、あるいは競争評価において任意の事業者へのアンケート、利用者へのアンケートを中心に実施している状況でございます。

各事業者の業務の適正性等のチェックにつきましては、事業者への随時のヒアリング等や、あるいは※に書いてございますように、定期的なチェックも一部実施してございます。

また、行政の予見性・透明性につきましては、個別の分野ごとにガイドラインがございしますが、統一的な行政運営の方針はないという状況でございます。

こうしたことから4ページ目が論点でございます。いわゆる事後規制、あるいは新たな規律の実効性を担保するというような観点から、必要な適切な行政運営の在り方についてどう考えるべきか。特に次の点についてどう考えるべきかというのがございます。

1つ目のポツ、グループ化に対する一定のチェック、あるいは適正な制度運用の前提となる市場動向の分析、あるいは検証の在り方についてどう考えるか、あるいは必要な情報収集の在り方についてどう考えるべきかという問題提起でございます。

2つ目のポツ、事後規制の実効性を担保するために必要となる各事業者の業務の適正性等のチェックの在り方についてどう考えるべきかという論点がございます。

また3つ目のポツ、行政の恣意的な運用、これを回避するのが重要でございますが、そのために必要な行政運営の予見性・透明性の確保の在り方について、例えば統一的な行政運営の方針の策定等についてどう考えるべきかという論点がございます。

この図にありますとおり、一番上に統一的な行政運営の方針があり、情報収集し、そして市場を分析、そして必要があれば制度を改善するというサイクルについてどう考えるべきかという論点でございます。

以降はご参考までに色々資料付けておりますが、5ページ目、競争評価の概要でございます。2003年度から運用しておりますが、定点的評価とそれから戦略的評価と大きく2つに分かれております。定点的評価は経年的なデータを分析しているもの、戦略的評価は毎年異なる特定のテーマに焦点を当てまして、個別に分析を行っているものでございます。競争評価の実施に当たっては競争評価アドバイザーボードにおいて助言をいただいております。本委員会の辻先生に座長をつとめていただいているものでございます。

また6ページが、いわゆる公正競争レビューの概要でございます。データの分析、そして規制の遵守状況について分析するというものでございます。2012、2013年度と運用しております。2007年度から2011年度までは競争セーフガードという制度でございました。

7ページでございます。電気通事業報告規則の概要でございます。契約者数、通信料のほかに、例えば禁止行為規定の適用対象基準を算定するためのデータといった、基礎的な情報の報告を受けているものでございます。

8ページでございますが、いわゆる業務改善命令の規定、あるいは報告等の規定でございます。例えば一番上の電気通信事業法第166条がございます。総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者等に対し、その事業に関して報告等させることができるという規定がございます。あるいは業務改善命令、事業法第29条におきまして、例えば特定の者に対し不当な差別的な取扱いとなっている場合には業務の方法の改善等の措置を講ずることができるという規定がございます。

9ページでございます。こちらは他産業の法令でございますが、銀行法の規定を参考で掲げてございます。銀行法の監督事務の観点で、いわゆる総合的な指針というのを策定いたしまして、毎年度監督に当たっての重点事項を公表しております。その重点事項に基づきまして、例えば定期的なヒアリング、随時のヒアリングや検査等を行って、毎年レビューをしております。

あわせて10ページでございます。諸外国の事例でございますが、イギリス Ofcom、情報通信庁関連でございます。Ofcomにおきましても、基本的な方針を策定してございます。これをベースに年次計画を立てまして、その年の情報通信庁の方針を毎年レビューで発表している状況でございます。説明は以上でございます。

(山内主査) ありがとうございます。続いては、これに関連いたしまして、現在総務省で行っております「電気通信事業分野における競争状況の評価」についてご報告をいただきます。競争評価ア

ドバイザリーボードは、ここにいらっしゃいます辻委員が座長ということでございますので、辻委員からご報告をいただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(辻委員) それでは競争評価 2013、特に定点的評価についてご説明させていただきます。本委員会の舟田委員に競争評価アドバイザーボードの座長代理をつとめていただいておりますので、適宜補足いただければ幸いです。

競争評価 2013 の報告書は、近日中に最終版を公表予定にしておりますので、改めて発表版で御確認いただけるとありがたいと思います。先般 5 月 30 日の第 7 回基本政策委員会では、競争評価 2013 の戦略的評価について説明いたしましたが、今回は先ほどの事務局からの資料説明中にもありましたように、市場動向の分析、検証の在り方等、総務省の公平な政策のシステム自身が論点の 1 つになっておりますので、この評価がどのように行われているかを実例として挙げさせていただきます。

資料の 1 ページは競争評価の概要ですが、先ほど説明のありました政策のサイクルの中で、この評価の位置付けが示されております。定点的評価とは、経年的なデータについて定期的に分析を行い、変化を見ていくもので、もう一つの毎年新たな特定のテーマを選んで分析を行う戦略的評価と 2 つが柱となっております。

2 ページですが、これは、これまでの評価の取り組みと 2013 年度の基本的な考え方を示したものです。経年的に変わるものは変化を踏まえて分析を行っておりまして、その評価の結果を競争政策の検証、見直しに活用していただいております。

1 枚めくっていただきまして、基本的に定点的評価では市場支配力の評価を行うことになっておりますが、その前提として市場の画定を行いまして、その中で市場シェア等を分析し、市場支配力の有無を確定しております。電気通信分野は市場の動向、形態の変化が著しいものですから、市場の画定も適宜事情に応じて変えております。右図が現行の市場画定です。

また 1 枚めくっていただきます。4 ページは、先ほど総務省の政策の立案のプロセスへの反映のお話がありましたが、競争評価のプロセスとして市場の動向を見据えて、競争の状況を評価して、それを政策に生かしていくという、相互関連の状況を説明してございます。

次に具体的に評価の内容に入っていきたいと思います。5 ページが評価の概要です。定点的評価は競争評価全体の中で第 2 編に該当しますが、いくつかの章に分けて、市場を画定しまして分析しております。

6 ページでは、定点的評価の内容として、第 1 章において移動系通信市場と固定系ブロードバンド市場についての評価が書いてございます。

移動系通信につきまして、7 ページをご覧ください。ここでは個社別の市場の評価を行っていますが、これが典型的な評価の雛形になっております。なお、これら個別の指標の評価につきまして

は、これまではサービスシェアのみを指標として評価してまいりましたが、今回から昨今のグループ化の影響を考慮しまして、多様な指標を用いて分析するという事で、設備シェア、収益シェア等による分析を入れております。特にこの部分の評価では、一番市場シェアが大きいドコモにつきまして、各シェアを注視しておりますが、市場シェア、端末シェア、収益シェアの3つのシェアがいずれも40%を超えていることから、単独で市場支配力を行使する地位にあると考えられるとしております。

8ページ、ここではシェアの推移をグラフ化していますが、ドコモのシェアが低下し2位との差が縮まっているという傾向が見てとれます。

このようなデータを踏まえて9ページに結論を記載しております。個社別の評価では、NTTドコモが単独で市場支配力を行使する地位は低下しており、また、実際に支配力を行使する可能性は低いというのが、この評価の結論となっております。

続きまして、10ページの企業グループ別の市場評価に移ります。これは今年から導入したものでございまして、グループ間の状況が変化していることが、右図から読み取れると思います。

ネットワークの相互提供に関しましては、元々はMNO同士の音声接続から始まりまして、第2段階では上位MNOの子会社等であります下位MNOとのローミング、あるいは新しくできましたMVNOへのネットワークの提供ということで拡大してきました。現在は第3段階として、下位MNOから親会社である上位MNOへのネットワークの提供の活発化が進んでいることが分かります。

MVNO事業者は、数的には増えておりますが、昨年の評価では、実際MVNOの大部分はMNOの子会社等としてのMVNOが多いということが分かりました。そのことを踏まえて、グループ内のMVNOの取引比率について、次の11ページでグラフ化しております。

その結果、KDDIグループが48%、ソフトバンクグループが68%と、グループ内のMVNOの活用が進んでいるということが分かりました。このようなグループ内の取引を見て、企業別グループの評価を行っております。

次の12ページをご覧ください。これは携帯電話、PHS、BWAの契約数のサービスシェアを示したのですが、個社別ではドコモのシェアは40.2%となっているところ、グループ内で重複する契約があることから、それを排除しますとドコモのシェアは42.3%に上昇することが分かります。

13ページでは、市場の競争の集中度をHHIという指数で見えておりますが、個社別の市場集中度は2,836であるものの、グループ化を考慮しますと、特に昨年のソフトバンク、イー・アクセス等のグループ化がありましたことから3,456に上昇することとなり、グループ3社が協調して市場支配力を行使できる地位にあるのではないかとということが、ここから言えると思います。

14ページをご覧ください。既に戦略的評価で示したものと同じものとなりますが、周波数のグル

ープ別の保有状況の分析で、左側が個社別です。個社別ではこのような保有状況ですが、グループ別に見ますと、また個社別と違った形状が出てまいりますので、やはりグループで見る必要があることが、ここからもご理解いただけると思います。

以上のデータから、グループ別企業の市場評価は 15 ページにまとめておりますように、結論としては、ドコモの市場支配力の地位は低下しておりますが、一方で 3 社の協調的な寡占の状況が出てきていると結論付けられています。

次は 16 ページに移ります。ここでは料金・サービスの評価を行っています。MNO のデータ通信料の推移としましては、昨今の新料金プランの前は低料金プランの導入などにより価格帯に若干の幅が見られましたが、本年の 6 月以降の新料金プランでは、データ量に応じた料金が設定されているものの、3 つのキャリア間では料金の幅が非常に少なく、ある程度同じような形になっております。

ところが料金、サービスの種類は、実は 17 ページにありますように、これは MNO と MVNO の間にまたがる形でバラエティに富んだものとなっており、MVNO が提供するサービスにつきましては、MNO よりもデータ通信の上限量が低い分、月額料金が低いという形で、ユーザに適合するようなサービスとになっております。

通信速度につきましては、18 ページに書いてございますが、左側の 3 G の場合、各社で格差がありました。LTE になると、これが大体同じようなスピードで、本質的な相違というのは少なくなってきています。

19 ページは SIM ロック解除の状況についてです。これはどこまでユーザにキャリアの乗換えを可能とするかということかと思いますが、2011 年度には 54.5% ありました SIM ロック解除可能な端末の比率が、2013 年度では 41.7% と低下してきております。これは SIM ロックが付いた LTE 端末の販売が影響しているのではないかと推測しております。

以上をまとめた料金・サービスの評価が 20 ページに記載されております。ここまでの移動系通信市場に関する評価であります。

25 ページ以降は固定系ブロードバンド市場につきまして、定点評価を行っております。

22 ページは、固定系ブロードバンド市場全体の競争状況の評価ということで、これも移動系と同じようにこれまで、個社別、契約数ベースのサービスシェアで見てきたものを、今回からグループでのシェアを見る、それから新たに設備、収益等の複数の指標を考慮して分析することになっていきます。ただし、2014 年 3 月の時点では、どのシェアを見ましても NTT 東西のものは 50% を超えておりますので、単独で市場支配力を行使しうる位置にあると判定しております。

23 ページは、固定系ブロードバンド市場の契約数の推移で見たものです。固定系ブロードバンド市場の総契約数は 3,500 万になりましたが、ADSL、あるいは PSTN から FTTH へのマイグレーション

が起こっており、FTTH の占める割合が増えています。

ただし、FTTH に占める NTT 東西の割合を見ますと減少傾向にありますので、独占力を行使する可能性は若干落ちていると判定することができます。

それから 24 ページでは HHI の推移を見ていますが、ここでは FTTH については低下傾向、市場集中度が落ちている一方で、固定系ブロードバンド市場全体につきましてはグループ化の影響等もあり増加傾向になっているという違いが生じていることが分かります。

以上の動きを踏まえて、25 ページの固定系ブロードバンド市場全体の評価として、NTT 東西は独占的地位にあるが、市場支配力を行使する可能性は低いという結論が示されています。

続きまして 26 ページは、固定系ブロードバンド市場の加入者回線総数と NTT 東西のシェアを記載しております。加入光ファイバの数自体は増加していますが、NTT 東西の割合を見た場合、加入者回線総数においては減少傾向、加入光ファイバにおいては横ばい傾向にあることが分かります。

27 ページは FTTH と超高速ブロードバンド契約数の純増数の推移を見たものです。NTT 東西の FTTH 契約の純増数は、2009 年度の 76% から 2013 年の 50% へと低下しており、固定系超高速ブロードバンドにおいても 71% から 41% と、大きく減少しております。

これを受けまして 28 ページでは、FTTH 市場の競争の状況の評価ということで、NTT 東西が単独で市場支配力を行使できる地位にあるが、実際に行使する可能性は低いという結論を示しております。

29 ページ以降は料金・サービスの評価です。まず月額料金で見ますと、各種の割引サービスが各社によって提供されており、非常に低廉化が進んでいることが分かります。

次に、1 か月当たりの利用料の比較です。こちらはアンケート調査の結果ではありますが、2012 年から 2013 年にかけて各社ほぼ横ばいであり、料金体系は各社とも同水準にあることが示されています。

以上を受け、31 ページに料金・サービスの評価が示していますが、先ほど申し上げましたように、各社ともに価格は同水準であり、他社とのサービスの差別化が図りにくいという結論を出しております。

今回の評価を行ってきました印象ではありますが、移動系通信、固定系通信ともに、トップの NTT や同グループ会社、これが独占的地位にあり、ただ市場の競争が進展していることから独占力を行使する可能性は低い。あるいは携帯電話 3 社が協調して市場支配力を行使できる地位にあるという結論が出ております。この部分は、競争評価が始まってからほとんど変わっておりません。ですから、今後は評価の形としてももう少し中期的、3 年あるいは 4 年位をかけて、評価の形を変えていくと、もう少し状況、要因等が分かる部分が増えていくのではないかと思います。

しかしながら、この競争評価では、この委員会でも論点になっております MVNO の役割、あるいは

グループ化の状況や、あるいは実際の携帯、FTTH のスピード等、非常に新しい観点から、問題が起こっていることが評価のプロセスで分かりまして、そういうものが今後この場で改善する動きも出ておりますので、それなりに大きな役割は持っていると思います。

ただもう 1 点触れさせていただければ、この評価はあくまで競争状況の評価のとどまるものであり、政策の評価という視点が入っておりません。競争の状況がどのように政策に生かされるか、また実際の競争にどのような影響が出ているかについてなど、もう少し幅の広い評価をしていただくと更にありがたいと思います。

(山内主査) どうもありがとうございました。

それでは、適切な行政評価の確保の在り方について、ディスカッションをお願いします。今、お話がありましたとおり、具体的にやられている面もあれば、論点としては非常に大きな論点でありまして、皆さんの忌憚ないご意見を伺えればと思います。いかがでしょう。関口委員どうぞ。

(関口委員) 視線を感じました。これ、14-4 と 14-5、一緒によろしいですね。

(山内主査) ええ。

(関口委員) 14-4 は余り分量もなくてさりと書いてあるのですが、実は、この規制の在り方について大きな曲がり角に来ている認識を私も持っておりまして、旧郵政省時代に接続の円滑化に関する特別部会というのがあって、そこで接続の約款化等が義務化、約款化等が整備されて、接続ルールがそこで実現して以来、接続をベースにした規制がずっとこの間通用してきたわけです。

形の上では卸と接続、両方使えるようにはしながらも、規制の中核は何と言っても接続制度の維持にあったわけです。ここに来て、固定でも再び卸が始まろうとしておりますし、それから移動体でも特に M2M 等のデータ通信を中心として、これからますます卸が中核を担っていくようになる。しかも、これから IoT であらゆる業界にこのモジュールが入り込もうとしておりますので、卸交渉の重要性がますます高まってくると思われま。

卸の世界は基本的に相対契約ですので、お互いに守秘協定を結びながら交渉を水面下で秘密裏に行うのが大原則になるわけですが、ある意味でこの卸交渉の中でも一定の規律を維持する観点からすると、監督官庁である総務省としては、非開示を許容しながらも実態を把握していかないと、接続のようなルールを卸に持ち込めないというジレンマが出てきます。事後規制の形態を維持しながらも、報告徴収をどのような形で事業者へ依頼するのかということについて、これから議論を深めた上で、望ましい規制の在り方を模索していくスタートラインに立ったと私は認識しておりますので、その意味で適切な行政運営の確保の在り方というまだ抽象的な書きぶりばかりですが、具体的な施策として落とし込んでいった時に、どこからどこまで強制力を持たせられるのかというのは、なかなか難しい議論だと思います。

事前認可制の場合と違い、事後報告といいながらも交渉のプロセスを途中で把握しないとコントロールできないということもあるし、実は今回の中間整理でも、MVNO との事業の実態は、個社名が数社挙がっておりますけれども、恐らくこの社名を出すだけでも MNO 各社さんは相手先と相当調整し、ここまで出していいという理解を取り付けて出されていると思います。その意味でも、規制当局が情報収集することの難しさを今から理解をしながら、できるだけ交渉の中で、規制当局が適切に実態を把握できるような制度作りをしていかなければいけないと私も思っております。薄い資料ながら、非常に重要な内容を含んでいると理解しております。

(山内主査) ありがとうございます。おっしゃるとおり、問題提起としては広いので重要な点に間違いないかと思えます。ほかにいかがですか。どうぞ、舟田委員。

(舟田委員) 資料 14-4 の 3 ページに、これまでの制度の現状が載せられているのですが、最初に競争評価が 2003 年から始まりました。当時の事情は、最初から辻委員と一緒にやっていたのでよく覚えているのですが、競争状況の評価にはもちろんデータが必要で、先ほど関口委員がおっしゃっていましたが、事業者との間では、競争評価のためにデータをいただかなければならない、その際には評価結果がただちに政策に反映するものではないので、どうぞ情報をくださいということで情報を収集した。いわば客観的な評価であったと思います。モデルになった EU の競争評価と同様にやったわけです。6 ページに、2007 年度より競争セーフガードや公正競争レビューとありますが、競争評価の客観性と政策との橋渡しが必要ではないかということで、競争評価と並んで、こういう制度ができたとは私は理解しています。

今の話は情報収集についてですが、もう 1 点、競争評価は先ほど辻委員からご紹介のあったように、元々市場支配力の存在と行使を分けて、存在するか、行使はどうかを見るものであったわけです。

これは欧州、ドイツなり EU の独禁法で、市場支配的地位はあるけれども濫用する場合、しない場合があるという、市場支配力の存在と行使を分ける基本的な考え方であるわけです。制度の趣旨はそれが基本なのですが、実は先ほど辻委員がおっしゃっていたように、市場支配力を見る上で様々な情報を分析しなければならない。その過程で例えば今日の定点的評価では、グループ化や MVNO が出ていましたけれども、そのほか携帯の実効速度の問題、あるいは料金体系の問題整理等もあわせて出てくる。そういう意味では、市場支配力の分析と同時に、具体的な市場の実態も競争評価で出てきたということであろうと思います。それが 2 点目です。

そこで適切な行政運営の確保の在り方ですけれども、そういう意味で競争評価の意味はあったと思いますけれども、1 点目に申し上げたとおり、情報収集の性格があり、資料の 4 ページの論点 2 つ目に、市場動向の分析・検証の在り方や情報の収集の在り方とありますけれども、これは多分、

競争評価という枠でこれまでやってきたのが主流だったのが、枠にとらわれないで毎年一定の課題を設定して、それについて市場動向の分析・検証、あるいは情報収集等を行うということだと推測いたします。競争評価という枠とは別に、事後規制のための適切な情報収集、そして分析が必要だということではないかと思えます。

それはそのとおりで、逆に言えば、行政運営の方針を毎年きちんと立てた上で分析するということの方が大事ということだと思います。そういう意味で、4ページの2の点は、競争評価と並んでと言いますか、それを一部含んだ形での競争評価と言いますか、市場動向の分析・検証をもう少しシステマティックにして、それをもとに行政運営をやろうということ、そういう意味では事後規制と言いますと、私みたいな法律家はすぐ業務改善命令を考えますが、今まで数件あったかもしれませんが、そんなものはめったに出せない、そういう狭い意味というよりは、やはり4ページにあるような地道な検証、モニタリングを踏まえることが必要だと思います。この委員会でもそういう議論をしてきたと思いますので、その延長かと思えます。この検証というのも確か、事業法上の3年後の見直し規定があってやっているのですよね。

(事務局) そのとおりです。

(舟田委員) つまり事業法を改正する時に色々な議論があり3年後に見直そうということ、やっているわけで、そういう事業法の附則に基づくこと、というよりはきちんと行政として自ら課題設定をして、分析し、状況把握に努める、あるいは適切な行政に資するシステムにしようということではないかと思えます。以上です。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ。

(大谷委員) 2点ほどありまして、1点目は関口委員がおっしゃられていたように、規制の在り方につきまして、行政が情報を得るための仕組みをこれから確保していくことが、卸取引がメインになる中で必要だという内容に賛同するものですが、それに付け加えますと、卸取引において、公平性や適正性を担保するためには、行政が十分に情報を把握する、必要なデータを取得する仕組みは望まれるものですし、中間整理の中でも、特にグループ内取引については特に明記されていたところではあるかと思えます。

ただ、その卸の中でもサービス卸については、何度か機会を設けて議論をしていったわけなのですが、特にボトルネック設備の卸の場合には、適正性・公平性のルールに加えて透明性も非常に重要だと考えておまして、行政が十分な情報を得るための仕組みを確保するとともに、行政のみならず、一般に競争事業者であったり、あるいは利用者が、そういった行政自身の対応であったり、事業者の対応を検証できるような仕組みを保つために、透明性といったことについての施策というのはあわせて必要だと考えております。

ですから、適正な行政運営の確保の在り方という、今回の資料の4番目については全面的に賛同するものでありますが、それで全てではない分野があることについて、サービス卸の約款の公表とといったことも含めてまだ十分に検討していかなければいけないと思っております。これが1点目です。

それから2点目が、資料の10ページのところで、Ofcomの年次計画とそれに基づくPDCAのサイクルについてまとめていただいております、これは特に企業にとっては年次計画を立てて、それに対するPDCAを回すというのはきわめてよく理解できるやり方ではあるのですが、この仕組みは、短期的な施策は非常に効果を上げるとは思いますけれども、中長期的な計画を、政策を立てて、その効果が発揮するのが3年後であったり、4年後であったりというものについては、その効果の把握が難しくなる可能性もありますので、中長期的な目標を立てた場合にはそれを年次計画で取りこぼさない仕組みも必要ではないかと思っております。

そういった問題意識を持ったのが、今回この基本政策委員会の中で結構懐かしい話が出てくるというか、例えば消費者問題では長期利用者に対する差別的な料金設定というか、そういう問題は過去にも議論されましたし、それに対して一定の政策が講じられて、その評価などを踏まえながら現在に至っているとは思いますが、なかなか可視化できていないこともあるかと思っておりますので、過去の政策を改めて評価することも、モニタリングの対象として加えるルール化をしていただくことが必要ではないかと考えております。以上です。

(山内主査) どうぞ、菅谷委員。

(菅谷委員) 私も、個別論点でございます事後規制の実効性を担保するために必要となる、各事業者の業務適正性等のチェックの在り方や、行政運営の予見性、透明性の確保の在り方はこれから非常に重要な論点になってくるとは思います。

それを踏まえてなんですけれども、例えば今、引用されました英国Ofcomの年次計画を見ますと、基本的な方針の中に、例えば消費者保護みたいな方針が1つ含まれているのですが、それとの関連でいきますと、例えばデジタルディバイドの解消ということですね。それから卸サービスの議論のところで、地方の小さい事業者が今後維持、継続可能かどうかというようなこともありましたけれども、そういう意味では競争評価でもこれまでやられていたのではないかと思うのですが、例えば各県レベルとか、そういうもう少し小さな地域的なエリアでの競争の在り方とか、それからどういうところでブロードバンドがまだ十分に浸透していないと、そういうようなデータをもっと少し検証可能になるような評価も、これからは積極的にやっていただきたいなと思っております。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ、長田委員。

(長田委員) ありがとうございます。競争評価のお話を聞いて、今まで必要なことをやってきたこと

はよくわかっているのですが、現状ユーザのレベルから言いますと、協調的寡占という状態で、何も変化がなく高止まりしている通信料という状況になっていて、今まで注視してこられた競争と、現状課題になってしまっているものが少し異なるものになっているのではないかと思います。

ですから、今回のご提案のとおり、情報収集して、それを政策に影響させていく仕組みは非常に大切だと思いますし、先ほど大谷委員がおっしゃいましたように、そうやって収集した情報が、基本的に消費者にも見えるところで、料金体系の在り方などにきちんと意見が言えるようにしてほしいと思います。以前の例にもありましたように、私の周りも含めデータ通信をそこまで使っていないのではないかと知っているのに、今回の iPhone も結構大きな量のデータ通信の料金体系が提案されている状況で、そういうニーズにあわせた料金体系が本当に提供されているのかどうかも含めて見ていただいて、その情報を透明性を持って公表していただければ、それに消費者団体なり消費者がリンクして意見を言っていけるとかいうような形になると思います。下がっていますというご説明でしたが、消費者から見れば高止まっているのではないかとと思われるこの料金を何とか下げないかなと思います。

(山内主査) ありがとうございます。

(砂田委員) 競争評価のご説明を伺いまして、特にモバイルでは3グループの寡占が進んでいるということと、MVNO の取引でもグループ内取引が非常に多いという問題が分かりました。また3グループによる料金の高止まりをご指摘いただきましたが、恐らく問題はそれだけではなくて、新サービスの創出にも影響するのではないかと考えております。

前にもご報告したとおり、エストニアでは ID カードがよく使われているのですが、先週、エストニアに調査に行きました際、以前は簡単な ID カードリーダーをノートパソコンにつないでいたのが、今では SIM を ID カードとして、携帯やスマホの端末をカードリーダーとして使うというモバイルの利用形態がかなり浸透していることがわかりました。

民間のサービスだけでなく今後は公的サービスにおいてもモバイルがますます活用されると思いますので、SIM の使い方の自由度を高めていくという観点からも、モバイル分野での3社寡占的な状況は、問題だと思います。

そもそも何故このような問題があるかという点、MNO 3 社にとっては、グループ外の MVNO へ電波を貸し出すインセンティブがあまりないからではないかと思います。競争評価の専門家でないのでよくわからないのですが、恐らく電波の割当ての時に MVNO への貸し出しが考慮されるというインセンティブはあるとは思いますが、ただ、そのインセンティブとペナルティがもっと明確になると良いのではという感想を持ちました。以上です。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ、新美委員。

(新美委員) この資料はこれで良いと思いますが、もう1つ確認しておかなければいけないのは、自由競争はそれが目的なのではなく1つの手段であるということです。競争の結果、より人々の福祉が増えるということでなければいけないと思います。

だから長田委員が言ったように、料金の低廉化も1つの指標でしょうし、あるいは多様なサービスが受けられるというのも指標だと思います。自由競争は1つの指標であり、単に競争させただけでは、利用者の囲い込み競争などの例に見られるように、料金が高止まりになるおそれがあるのは明らかです。その意味では自由競争をもう少し、何のためかを考えながら政策を立てていく必要があるし、行政もその点を意識して、システムを考えていく必要があるだろうと思います。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ、辻委員。

(辻委員) 色々ご指摘いただきました。競争評価の転換ということですが、委員の皆さんがおっしゃっているように、私も政策の最終的な目標はユーザの利便性の向上に尽きると思います。これまでの総務省の評価は、どちらかというと事業者間のバランスというか、市場支配力、あるいは行使の有無に重点が置かれていましたが、この基本政策委員会でも多くのユーザの意見が示されたように、ユーザの視点を取り入れていくべきだと思います。

もう1点はユーザの満足度や判断についてですが、競争評価ではアンケート調査を行っています。アンケート調査は代表制の問題やサンプルの人数があり、なかなか判断しにくい部分もありますが、2年ほど前の評価で通信の実効速度の話が出てきて、広告上の表示速度と明らかに違い、10分の1ぐらいで驚いた記憶があります。実効速度もユーザから直接取らないと、キャリアは理論上の速度でしか宣伝しないように、総務省が直接ユーザのデータを取れる仕組みを入れていかないと、エンドユーザの満足度を判断するには、事業者のデータだけでは無理があるのではないかと思います。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ、三友委員。

(三友委員) ご説明いただいた内容を拝見しますと、これはこれで良いと思いますが、基本的に今の市場構造が前提になっていると感じます。例えばモバイルであれば3社、3グループが前提になっていて、情報通信市場は本質的に独占化の方向に進んでいく、そういう特質を持っていると思うのですが、その独占するプロセスをなるべく先に延ばしていくような、そういう政策をずっととっている気がするのです。

ですが、やはり競争はプレーヤーの数が多くなければ競争にならないわけでありまして、プレーヤーの数を増やす枠組み、政策も必要だと思います。それによって新しいサービスも出るでしょうし、イノベーションも起こるかもしれないので。2020年代に向けたという、今回の基本政策委員会の頭に付いている言葉がありますので、現状を追認してそれをうまくハーモナイズしていくというところから、もう少し視点を変えることも考えていく必要があるのではないかなということを感じ

ました。以上です。

(山内主査) ありがとうございます。いかがですか。

(平野委員) 感想になりますが、消費者目線を各事業者の方は常に持っていただきたいということと、それから通信が、私たち利用者にとってはライフラインとなっているということが、いつも競争、競争で忘れられているように常々思っておりましたので、料金面、サービス面、それから個人情報の面、様々な面で考えていただけるようお願いいたします。

(山内主査) ありがとうございます。広く行政管理の在り方ということですから、今おっしゃったようなことも重要な点だと思います。そのほかにいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは大体皆様のご意見を伺ったと思いますので、この点は、次回ご意見を、事務局で汲み取っていただいて、最終的な議論に結び付けたいと思います。よろしくようお願いいたします。

それでは本日の議論はこれで終了とさせていただきます。最後に事務局から次回の日程についてご説明をお願いいたします。

(事務局) 次回の基本政策委員会の日程につきましては、確定次第別途ご連絡いたします。以上です。

以 上